出雲市シティプロモーション ロゴマーク
使用手引き

令和８年３月

IZUMO CITY

ご縁がつくる、出雲な暮らし

１ はじめに

本市においては、中山間地域を中心に急速な人口減少と少子高齢化が進行し、地域コミュニティの衰退が深刻化しています。また、進学や就職に伴う若年層の転出が多くなっており、地域経済の停滞が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、市民のまちへの愛着や誇りを醸成し、若者層の転出の抑制や、都市部からのＵＩＪターンを促進する必要があります。あわせて、本市で子育てを行うことの楽しさや安心感、子育てのしやすさを実感してもらうことで、子育て世代の定住・転入を促進していくことも重要です。

そこで、本市では、地域が持つ多様な強みや魅力、そして実際に行っている取組などを、市内外に対してより効果的に発信していくために、シティプロモーション戦略を策定しました。

また、このたび、戦略の策定にあたり、シティプロモーションのシンボルとなるロゴマークとキャッチコピーを作成しました。

ロゴマーク案等は、令和８年１月に『ロゴマーク投票総選挙』を開催し、多くの市民の皆様から選んでいただいたロゴマークを採用することといたしました。

２ ロゴマークとキャッチコピー

（１）ロゴマーク

IZUMO CITY

コンセプト

「雲」と「云」をモチーフにしたデザイン。「出雲」はもちろん、漢字自体の意味として「声に出して言う」＝プロモーション、「多く盛んな様子」＝新しいライフスタイルが確立されていった様子などの意味を込めました。身近で接点の多かったシンボルをきっかけに、１人でも多くの人に出雲での暮らしを心地よく感じていただけるよう、また、出雲での暮らしを選択していただけるよう、デザインしました！

（２）キャッチコピー

ご縁がつくる、出雲な暮らし

コンセプト

出雲を象徴する言葉の一つである“縁”を用いて「人とのつながり」「暮らしやすさ」の魅力を感じ取っていただきやすいよう出雲らしい言い回しで表現しています。

３ 権利の帰属について

ロゴマーク（キャッチコピーを含む）の一切の権利は出雲市に帰属します。

４ ロゴマークの使用例

出雲市の魅力を幅広くＰＲするために、様々なシーンでご活用ください。

（１）ロゴマーク使用例

〇イベント　〇ホームページ　〇チラシ　〇ポスター　〇看板　〇のぼり　〇名刺
〇包装紙　　〇ＳＮＳ　〇学校紹介冊子 〇会社案内
〇ロゴマークを使用したポロシャツ、粗品など

５ ロゴマークの使用スタイルについて

ロゴマークの各種デザインは、正しく表示することによってＰＲ効果が高まります。下記の事項を厳守のうえ、ご使用ください。

（１）ロゴマーク画像のファイル形式

ｊｐｇ形式

（２）ロゴマーク使用スタイル

・デザインの改変等はできません。拡大・縮小は可能ですが、縦横比は変更しないでください。
・左右反転して使用することはできません。
・指定色の他、自由に色を変更して使用できます。
・ロゴマークを部分的に切り取って使用することはできません。

６ 使用の手続きについて

ロゴマークは、多くの方に使用していただくことを想定しております。この手引きの手続き方法、遵守事項等をお守りいただければ、どなたでも使用できます。次の手続き方法に従い、市に使用申請書を提出の上ご使用ください。

（１）手続き方法

使用に当たっては、「出雲市シティプロモーションロゴマーク使用申請書」をご提出ください。

届出書を受理した後、利用できる場合は「出雲市シティプロモーションロゴマーク使用承諾書」を送ります。また、電子メールにてロゴマークのデータをお送りします。

ロゴマークを基に作成した物品や実際の使用状況等を確認するため、現物や写真など、利用状況がわかるものをご提出ください。

商用（商品そのものへの印字、商品パッケージ、販売促進等）を目的として使用する場合は申請書に品名，形状，サイズ，製造数量，販売価格，販売場所等を具体的に記入してください。

なお、以下のいずれかに該当する場合は申請は必要ありません。

・出雲市が業務で使用するとき。
・出雲市内の教育機関等が教育の目的で使用するとき。
・報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
・その他市長が使用を適当と認めたとき。

（２）遵守事項

・承諾された用途のみに使用すること。
・承諾によって生じる権利を第三者等に譲渡し、又は転貸しないこと。
・作製した作製物を商標登録及びロゴマークデザインについての意匠登録等、ロゴマークに関し自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
・ロゴマークの使用に関し一切の責任を負い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責務において必要な措置を講じること。
・本手引き及び関係法令を遵守すること。
・市長が必要に応じて行う照会に応じること。

７ 使用条件について

（１）使用料

ロゴマークの使用料は無料です。

（２）使用制限

以下のいずれかに該当する場合は、ご使用いただけません。

・出雲市の品位、信用又はイメージを傷つけるとき。
・本手引きに反するとき。
・法令及び公序良俗に反するとき。
・思想又は宗教の活動に使用するとき。
・商標又は意匠として独占的に使用するとき。
・暴力団又はその利益となる活動を行っている者の利益になるとき。
・その他、市長が不適当と認めるとき。

（３）留意事項

・ロゴマークは、特定の個人や団体の支援、後援を行うものではありません。
・ロゴマークの利用によって生じる事故、苦情等について、出雲市は一切関与しません。
・申請内容に虚偽があったとき、又は遵守事項に違反したときは使用の承諾を取り消します。
・使用の承諾を取り消された場合は、ロゴマークを使用したものの使用を中止し、又は必要な措置を講じること。

（４）その他

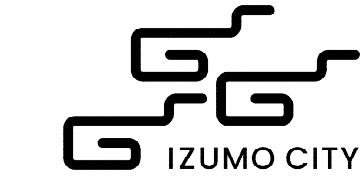
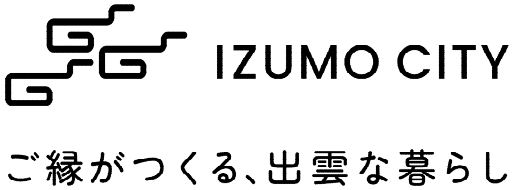
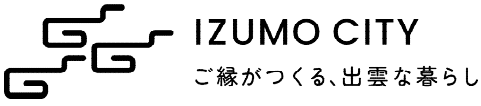
本手引きに記載の内容のほか、ロゴマークの使用についての取扱いに係る必要な事項は市長が別に定めます。

８ 問い合わせ

ロゴマークの使用については下記までお問い合わせください。

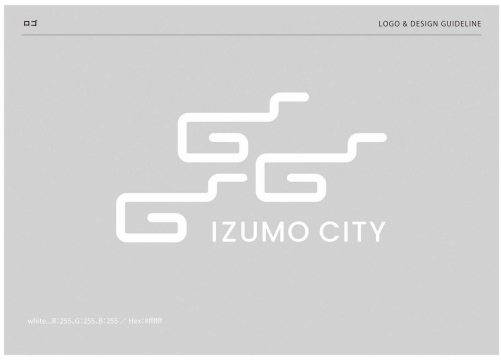
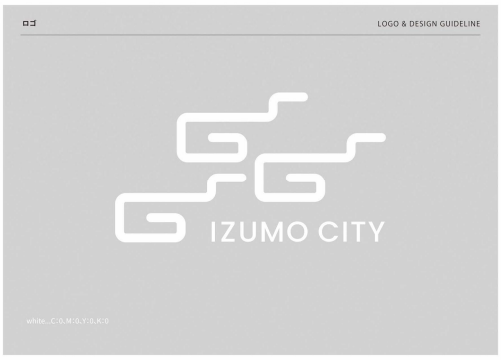
出雲市役所　総合政策部　広報課
TEL 0853-21-6884
FAX 0853-21-6509
E-mail　kouhou@city.izumo.shimane.jp

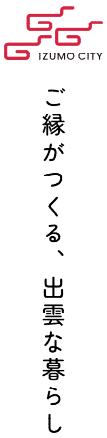
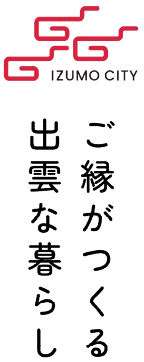
９ ロゴマークのバリエーション

NO	ロゴマーク	NO	ロゴマーク
1 背景 透過		2 背景 透過	
3 背景 透過		4 背景 透過	
5 背景 透過		6 背景 透過	
7 背景 透過		8 背景 透過	
9 背景 透過		１０ 背景 透過	

NO	ロゴマーク	NO	ロゴマーク
１１ 背景 透過		１２ 背景 透過	
１３ 背景 透過		１４ 背景 透過	
１５ 背景 透過			

NO	ロゴマーク	NO	ロゴマーク
１６		１７	
１８		１９	
２０		２１	
２２		２３	

NO	ロゴマーク	NO	ロゴマーク
２４		２５	
２６		２７	
２８		２９	
３０		３１	

NO	ロゴマーク	NO	ロゴマーク
３２		３３	
３４		３５	

年　　月　　日

出雲市シティプロモーションロゴマーク使用申請書

出雲市長　殿

（申請者）
住所
団体等名称
代表者氏名

「出雲市シティプロモーションロゴマーク使用手引き」に基づき，下記のとおり申請します。

記

使用物	
使用期間	年　月　日　～　年　月　日
使用目的及び 使用方法 （事業概要等）	
担当者連絡先	所　　属：

	担　　当　　者： 電　話　番　号： メールアドレス：
確認用資料	実際の使用イメージ等が確認できる資料を添付してください。

※商品にロゴマークを掲載する場合は，品名，形状，サイズ，製造数量，販売価格，販売場所等を具体的に記入してください。

年　　月　　日

申　請　者　様

出雲市長　飯塚　俊之

出雲市シティプロモーションロゴマーク使用承諾書

年　月　日付けで申請のありました標記ロゴマークの使用については承諾します。